

市有財産貸付契約書（案）

賃貸人 河内長野市（以下「甲」という。）と賃借人●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、河内長野市公有財産規則（平成2年河内長野市規則第4号。以下「公有財産規則」という。）及び河内長野市役所飲料自動販売機設置事業者募集要領（以下「募集要領」という。）を遵守し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、その所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付ける。

施設名	所在地	区分	貸付面積
	設置場所		
河内長野市役所本庁舎	河内長野市原町一丁目1番1号	建物	3㎡
	8階談話コーナー		

（貸付目的）

第3条 乙は、貸付物件を飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置を目的として使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年6月1日から令和13年5月31日までとする。

2 本契約は、前項に定める貸付期間が満了したときに終了するものとし、契約の更新は行わない。

（貸付料）

第5条 貸付期間に係る貸付料は、年額●●●●円（消費税及び地方消費税の額を別途加算）とする。ただし、貸付期間の始期及び終期が年度の中途に係るときは、当該年度分の貸付料は、日割計算によって算定した額とする。

2 既納の貸付料は返還しない。ただし、甲が公用又は公共用に供するため本契約を解除又は変更したときその他特別の理由があると認めるときは、貸付料の全部又は一部を還付するものとする。

3 本契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等によって消費税率の改定があった場合、改定後の消費税率により算定した額とする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、河内長野市契約事務規則（平成8年河内長野市規則第7号）第44条第2項第7号の規定により免除する。

（貸付料の納付）

第7条 乙は、第5条で定める貸付料を、会計年度ごとに甲が発行する納入通知書により、指定する期日までに納付するものとする。

(費用負担)

第8条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

2 自動販売機には、電気使用量を測定する子メーターを乙の負担にて設置するものとする。

(電気料の納付)

第9条 乙は、電気料を、会計年度ごとに甲が発行する納入通知書により、指定する期日までに納付するものとする。

(遅延利息)

第10条 乙は、貸付料を指定した期日までに納付しない場合は、指定した期日の翌日から納付した日までの日数に応じ、公有財産規則第39条第1項に基づき、年14.6%（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合で計算して得た額を、遅延利息として甲が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(貸付物件の引渡し)

第11条 甲は、貸付期間の初日に、貸付物件を現況有姿の状態乙に引き渡すものとする。

ただし、双方が合意した場合は、この限りでない。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、本契約締結後、貸付物件に契約の内容に適合しない状態のあることを発見しても、これを理由として、甲に対し、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることはできない。

2 乙は、貸付物件がその責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の貸付料の減免を請求することができる。

(使用上の制限)

第13条 乙は、貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、あらかじめ書面により、甲の承認を受けたときはこの限りでない。

(権利の譲渡及び転貸の禁止)

第14条 乙は、貸付物件の賃借権を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(管理義務)

第15条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(第三者への損害賠償義務)

第16条 乙は、貸付物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合は、甲は乙に対して求償することができるものとする。

(届出の義務)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、書面により速やかに甲に対して届け出なければならない。

- (1) 乙が住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 借受けによる権利を相続により承継したとき。
- (3) 乙が法人である場合において合併、分割、解散その他の変動があったとき。
- (4) 貸付物件が滅失又は損傷したとき。

(商品等の盗難、毀損)

第18条 甲は、設置された自動販売機、使用済み容器回収ボックス、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭等の盗難、毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第19条 甲は、貸付期間中必要に応じて、乙に対し貸付物件に係る利用状況等の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合において、乙はその調査を拒み若しくは妨げ又は報告、資料の提出を怠ってはならない。

2 乙は、甲が指定する期間毎に売上金額及び売上数量の報告をしなければならない。

(災害発生時の応援義務)

第20条 乙は、災害発生時に甲が飲料の供給を必要と判断したときは、河内長野市災害対策本部の指示に基づき設置した自動販売機内の飲料を無償提供するものとする。

(契約解除)

第21条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲において、貸付物件を公用又は公共用に使用するため必要とするとき。

2 甲が前項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害が生じた場合であっても、乙は、甲に対しその補償を請求しないものとする。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除できる。

(1) 募集要領に定める「2 参加資格要件」を満たさなくなったとき。

(2) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(3) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

(4) 前各号に準ずる理由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

4 乙は、第4条第1項に定める貸付期間が満了する前に、自己の都合により本契約を解約しようとするときは、解約を希望する日の6か月前までに甲に対して書面により申し出なければならない。

(原状回復義務)

第22条 乙は、貸付期間が満了したとき又は前条の規定により契約を解除したときは、直ちに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が承認した場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第23条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の放棄)

第24条 乙は、貸付期間が満了し、又はその他の理由により本契約が終了した場合において、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第25条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(裁判管轄)

第26条 本契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第27条 本契約に定めがない事項又は本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人 住 所 河内長野市原町一丁目1番1号
河内長野市
氏 名 河内長野市長 西野 修平 印

賃借人 住 所
氏 名 印

市有財産貸付契約書（案）

賃貸人 河内長野市（以下「甲」という。）と賃借人●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、河内長野市公有財産規則（平成2年河内長野市規則第4号。以下「公有財産規則」という。）及び河内長野市役所飲料自動販売機設置事業者募集要領（以下「募集要領」という。）を遵守し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、その所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付ける。

施設名	所在地	区分	貸付面積
	設置場所		
河内長野市役所本庁舎	河内長野市原町一丁目1番1号	土地	3㎡
	市民広場（バスロータリー）		

（貸付目的）

第3条 乙は、貸付物件を飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置を目的として使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年6月1日から令和13年5月31日までとする。

2 本契約は、前項に定める貸付期間が満了したときに終了するものとし、契約の更新は行わない。

（貸付料）

第5条 貸付期間に係る貸付料は、年額●●●●円（消費税及び地方消費税の額を別途加算）とする。ただし、貸付期間の始期及び終期が年度の中途に係るときは、当該年度分の貸付料は、日割計算によって算定した額とする。

2 既納の貸付料は返還しない。ただし、甲が公用又は公共用に供するため本契約を解除又は変更したときその他特別の理由があると認めるときは、貸付料の全部又は一部を還付するものとする。

3 本契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等によって消費税率の改定があった場合、改定後の消費税率により算定した額とする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、河内長野市契約事務規則（平成8年河内長野市規則第7号）第44条第2項第7号の規定により免除する。

（貸付料の納付）

第7条 乙は、第5条で定める貸付料を、会計年度ごとに甲が発行する納入通知書により、指定する期日までに納付するものとする。

(費用負担)

第8条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

2 自動販売機には、電気使用量を測定する子メーターを乙の負担にて設置するものとする。

(電気料の納付)

第9条 乙は、電気料を、会計年度ごとに甲が発行する納入通知書により、指定する期日までに納付するものとする。

(遅延利息)

第10条 乙は、貸付料を指定した期日までに納付しない場合は、指定した期日の翌日から納付した日までの日数に応じ、公有財産規則第39条第1項に基づき、年14.6%（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合で計算して得た額を、遅延利息として甲が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(貸付物件の引渡し)

第11条 甲は、貸付期間の初日に、貸付物件を現況有姿の状態乙に引き渡すものとする。ただし、双方が合意した場合は、この限りでない。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、本契約締結後、貸付物件に契約の内容に適合しない状態のあることを発見しても、これを理由として、甲に対し、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることはできない。

2 乙は、貸付物件がその責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の貸付料の減免を請求することができる。

(使用上の制限)

第13条 乙は、貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、あらかじめ書面により、甲の承認を受けたときはこの限りでない。

(権利の譲渡及び転貸の禁止)

第14条 乙は、貸付物件の賃借権を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(管理義務)

第15条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(第三者への損害賠償義務)

第16条 乙は、貸付物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合は、甲は乙に対して求償することができるものとする。

(届出の義務)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、書面により速やかに甲に対して届け出なければならない。

- (1) 乙が住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 借受けによる権利を相続により承継したとき。
- (3) 乙が法人である場合において合併、分割、解散その他の変動があったとき。
- (4) 貸付物件が滅失又は損傷したとき。

(商品等の盗難、毀損)

第18条 甲は、設置された自動販売機、使用済み容器回収ボックス、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭等の盗難、毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第19条 甲は、貸付期間中必要に応じて、乙に対し貸付物件に係る利用状況等の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合において、乙はその調査を拒み若しくは妨げ又は報告、資料の提出を怠ってはならない。

2 乙は、甲が指定する期間毎に売上金額及び売上数量の報告をしなければならない。

(災害発生時の応援義務)

第20条 乙は、災害発生時に甲が飲料の供給を必要と判断したときは、河内長野市災害対策本部の指示に基づき設置した自動販売機内の飲料を無償提供するものとする。

(契約解除)

第21条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲において、貸付物件を公用又は公共用に使用するため必要とするとき。

2 甲が前項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害が生じた場合であっても、乙は、甲に対しその補償を請求しないものとする。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除できる。

(1) 募集要領に定める「2 参加資格要件」を満たさなくなったとき。

(2) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(3) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

(4) 前各号に準ずる理由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

4 乙は、第4条第1項に定める貸付期間が満了する前に、自己の都合により本契約を解約しようとするときは、解約を希望する日の6か月前までに甲に対して書面により申し出なければならない。

(原状回復義務)

第22条 乙は、貸付期間が満了したとき又は前条の規定により契約を解除したときは、直ちに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が承認した場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第23条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の放棄)

第24条 乙は、貸付期間が満了し、又はその他の理由により本契約が終了した場合において、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第25条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(裁判管轄)

第26条 本契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第27条 乙は、第2条に規定する貸付物件によって得た収益に基づく「楠公さん」大河ドラマ誘致活動への支援について、別途「楠公さん」大河ドラマ誘致協議会と協議するものとする。

2 本契約に定めがない事項又は本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人 住 所 河内長野市原町一丁目1番1号
河内長野市
氏 名 河内長野市長 西野 修平 印

賃借人 住 所
氏 名 印

市有財産貸付契約書（案）

賃貸人 河内長野市（以下「甲」という。）と賃借人●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、河内長野市公有財産規則（平成2年河内長野市規則第4号。以下「公有財産規則」という。）及び河内長野市役所飲料自動販売機設置事業者募集要領（以下「募集要領」という。）を遵守し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、その所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付ける。

施設名	所在地	区分	貸付面積
	設置場所		
河内長野市役所本庁舎	河内長野市原町一丁目1番1号	土地	3㎡
	来客駐車場		

（貸付目的）

第3条 乙は、貸付物件を飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置を目的として使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年6月1日から令和13年5月31日までとする。

2 本契約は、前項に定める貸付期間が満了したときに終了するものとし、契約の更新は行わない。

（貸付料）

第5条 貸付期間に係る貸付料は、年額●●●●円（消費税及び地方消費税の額を別途加算）とする。ただし、貸付期間の始期及び終期が年度の中途に係るときは、当該年度分の貸付料は、日割計算によって算定した額とする。

2 既納の貸付料は返還しない。ただし、甲が公用又は公共用に供するため本契約を解除又は変更したときその他特別の理由があると認めるときは、貸付料の全部又は一部を還付するものとする。

3 本契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等によって消費税率の改定があった場合、改定後の消費税率により算定した額とする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、河内長野市契約事務規則（平成8年河内長野市規則第7号）第44条第2項第7号の規定により免除する。

（貸付料の納付）

第7条 乙は、第5条で定める貸付料を、会計年度ごとに甲が発行する納入通知書により、指定する期日までに納付するものとする。

(費用負担)

第8条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

2 自動販売機には、電気使用量を測定する子メーターを乙の負担にて設置するものとする。

(電気料の納付)

第9条 乙は、電気料を、会計年度ごとに甲が発行する納入通知書により、指定する期日までに納付するものとする。

(遅延利息)

第10条 乙は、貸付料を指定した期日までに納付しない場合は、指定した期日の翌日から納付した日までの日数に応じ、公有財産規則第39条第1項に基づき、年14.6%（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合で計算して得た額を、遅延利息として甲が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(貸付物件の引渡し)

第11条 甲は、貸付期間の初日に、貸付物件を現況有姿の状態乙に引き渡すものとする。ただし、双方が合意した場合は、この限りでない。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、本契約締結後、貸付物件に契約の内容に適合しない状態のあることを発見しても、これを理由として、甲に対し、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることはできない。

2 乙は、貸付物件がその責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の貸付料の減免を請求することができる。

(使用上の制限)

第13条 乙は、貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、あらかじめ書面により、甲の承認を受けたときはこの限りでない。

(権利の譲渡及び転貸の禁止)

第14条 乙は、貸付物件の賃借権を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(管理義務)

第15条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(第三者への損害賠償義務)

第16条 乙は、貸付物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合は、甲は乙に対して求償することができるものとする。

(届出の義務)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、書面により速やかに甲に対して届け出なければならない。

- (1) 乙が住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 借受けによる権利を相続により承継したとき。
- (3) 乙が法人である場合において合併、分割、解散その他の変動があったとき。
- (4) 貸付物件が滅失又は損傷したとき。

(商品等の盗難、毀損)

第18条 甲は、設置された自動販売機、使用済み容器回収ボックス、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭等の盗難、毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第19条 甲は、貸付期間中必要に応じて、乙に対し貸付物件に係る利用状況等の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合において、乙はその調査を拒み若しくは妨げ又は報告、資料の提出を怠ってはならない。

2 乙は、甲が指定する期間毎に売上金額及び売上数量の報告をしなければならない。

(災害発生時の応援義務)

第20条 乙は、災害発生時に甲が飲料の供給を必要と判断したときは、河内長野市災害対策本部の指示に基づき設置した自動販売機内の飲料を無償提供するものとする。

(契約解除)

第21条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲において、貸付物件を公用又は公共用に使用するため必要とするとき。

2 甲が前項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害が生じた場合であっても、乙は、甲に対しその補償を請求しないものとする。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除できる。

(1) 募集要領に定める「2 参加資格要件」を満たさなくなったとき。

(2) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(3) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

(4) 前各号に準ずる理由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

4 乙は、第4条第1項に定める貸付期間が満了する前に、自己の都合により本契約を解約しようとするときは、解約を希望する日の6か月前までに甲に対して書面により申し出なければならない。

(原状回復義務)

第22条 乙は、貸付期間が満了したとき又は前条の規定により契約を解除したときは、直ちに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が承認した場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第23条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の放棄)

第24条 乙は、貸付期間が満了し、又はその他の理由により本契約が終了した場合において、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第25条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(裁判管轄)

第26条 本契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第27条 乙は、第2条に規定する貸付物件によって得た収益に基づく大阪南部高速道路事業化促進協議会への支援について、別途同協議会と協議するものとする。

2 本契約に定めがない事項又は本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸貸人 住 所 河内長野市原町一丁目1番1号
河内長野市
氏 名 河内長野市長 西野 修平 印

賃借人 住 所
氏 名 印